

お客さま各位

投資信託特定口座「みなし廃止」のご案内

2012年10月

いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、特定口座制度では、特定口座でお預かりしている投資信託の残高がなくなった日または特定口座に最後に上場株式等の配当等を受け入れた日のいずれか遅い日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、特定口座でのお取引や上場株式等の配当等のお受入等がなかった場合は、租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項にもとづき、その年の翌年の1月1日に「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなし、特定口座を廃止することとなっております（以下「みなし廃止」といいます）。当行は、当制度に従い該当する特定口座について、2013年1月1日に「みなし廃止」の手続きをとらせていただきます。

2013年1月1日をもって「みなし廃止」とさせていただいたお客さまへは、「特定口座年間取引報告書」にその旨を記載し、お届けのご住所に送付させていただきますので、内容をご確認ください（2013年1月の送付を予定しています）。

2010年中に投資信託の残高がなくなり、以降今年末（2012年12月末）までに特定口座でのお取引や上場株式等の配当等のお受入等のご予定のないお客さま（「みなし廃止」が適用されるお客さま）の中で、特定口座の継続を希望されるお客さまは、2012年12月14日（金）までに当行所定の様式による「特定口座取引継続届出書」をご提出ください。

お客さまが「みなし廃止」となった特定口座について再度開設を希望される場合には、当行所定の様式による「特定口座開設届出書」に本人確認書類を添えてご提出いただく必要があります。ただし、特定口座は2013年12月末までは再開設することができませんのでご注意ください（一般口座でお取引いただくことは可能です）。「特定口座取引継続届出書」のご請求、お客さまの特定口座の残高等につきましてご不明な点は、新生パワーコールまでお問い合わせください。

また、「みなし廃止」により特定口座が廃止されても、お客さまのお取引口座は引き続きご利用いただくことができます。かかる場合、お客さまが購入された投資信託は、一般口座の残高としてお預かりいたします。なお、「みなし廃止」にかかる当行のシステム上の処理が完了するまでの間、お客さまのお取引画面並びにお客さまにお送りする「取引報告書」、「収益分配金再投資のご案内」、「収益分配金のご案内」、及び「取引残高報告書」の各書面において特定口座での取引として表示されることがありますが、かかる表示にかかわらず、「みなし廃止」による特定口座の廃止後は一般口座でのお取引として取り扱われますのでご容赦ください。

なお、本状と行き違いに「みなし廃止」の対象外（パワーフレックス口座をご解約いただいた方、特定口座を廃止された方、もしくは特定口座でお取引をいただいた方）となります節は、何卒ご容赦いただきますようお願いいたします。

株式会社 新生銀行

新生パワーコール 0120-456-007

【投資信託については受付時間 8:00～25:00】